

奈良県告示第三十二号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第六條第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙売りさばき場所の変更を承認した。

令和四年四月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

株式会社山下食品	売りさばき場所を 変更した指定売り さばき人の名称	変更前の売りさば き場所	変更後の売りさば き場所	変更年月日
六 奈良県立奈良 高等学校内	奈良市法蓮町八三	一 奈良県立奈良 高等学校内	令和四年四月一日	